山口労発基 0220 第 2 号
平成 31 年 2 月 20 日

一般社団法人　山口県労働基準協会長　殿

山 口 労 働 局 長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号）が平成 31 年 2 月 12 日公布され、修羅による集材又は運材作業における危険の防止並びに、木馬運材及び雪そり運材に係る規定の廃止については、公布日に施行し、特別教育に係る規定については、平成 32 年 8 月 1 日から施行又は適用し、その他の規定については、平成 31 年 8 月 1 日から施行することとされたところです。

ついては、本改正の趣旨及び内容は別添のとおりですので、貴団体におかれても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知等について、御協力いただきますようお願い申し上げます。

一社 山口県労働基準協会
受
31. 2. 22
付
50

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の概要
（伐木作業等における安全対策の強化）

1　改正の趣旨

「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年３月６日公表を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について見直しを行う。

2　主な改正の内容

（１）伐木の直径等で区分されているチェーンソーによる伐木等の業務の特別教育を統合すること。

（２）伐木作業等における危険を防止するために、次の事項を規定すること。

①　伐木作業において、受け口を作るべき立木の対象を胸高直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等立木を伐倒するときの措置を義務付けること。

②　事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定すること。（図１～図３）

③　事業者は、伐木作業において、当該立木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定すること。

④　事業者に、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けること。（図４）

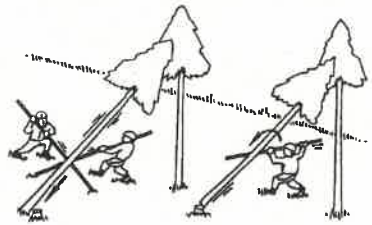

（図1）かかり木の処理

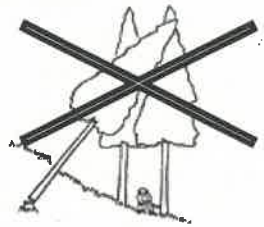

（図2）かかられている木の伐倒

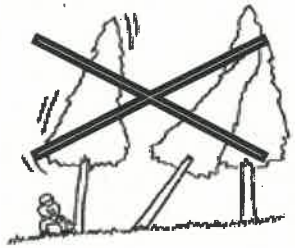

（図3）浴びせ倒し

（図4）下肢の切創防止用保護衣

3　施行期日等

○公布日　2019（平成31）年２月12日
○施行日　2019（平成31）年８月１日（一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020（平成32）年８月１日）

（*）修羅（しゅら）による集材又は運材作業、木馬道及び雪そり運材に係る規定の廃止。

写

基発 0214 第 9 号
平成 31 年 2 月 14 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号。以下「改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 32 号。以下「改正告示」という。）が、平成 31 年 2 月 12 日にそれぞれ公布又は告示され、修羅による集材又は運材作業における危険の防止並びに、木馬運材及び雪そり運材に係る規定の廃止については、公布日に施行し、特別教育に係る規定については、平成 32 年 8 月 1 日から施行又は適用し、その他の規定については、平成 31 年 8 月 1 日から施行することとされたところである。

改正省令及び改正告示の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第１　改正の趣旨及び概要

１　改正の趣旨

林業における労働災害発生状況について、死亡災害は長期的には減少しているものの、平成 23 年以降の死亡者数は年間 40 人前後で推移し、改善がみられていない。この中、チェーンソー作業による伐木作業中に発生した死亡災害については、年間の死亡者数の約６割を占めており、伐木作業中に立木等が労働者に激突する等の災害が発生している。また、林業にお

ける労働災害による休業４日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）についても減少しているものの、林業における労働災害発生率は依然として高く、労働災害の起因物別に分析すると、「立木等」が労働者に激突する等により被災する労働者が年間の死傷者数の約３割程度、「チェーンソー」による切創等に被災する労働者が年間の死傷者数の約２割程度を占めている。

このような労働災害発生状況等を踏まえ、厚生労働省では、伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会を開催し、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成 30 年３月６日公表。以下「報告書」という。）をとりまとめた。今般、同報告書に基づき、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における労働災害並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、必要な規定の新設又は見直しを行ったものである。

2　改正の概要

(1)　改正省令関係

ア　チェーンソーによる伐木等の業務の特別教育を統合することを規定すること。

イ　車両系木材伐出機械による作業、林業架線作業及び簡易林業架線作業の作業計画に示す事項に、労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法を追加すること。

ウ　伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を、胸高直径が 40cm 以上のものから 20cm 以上のものへ拡大するとともに、伐根直径の４分の１以上の深さの受け口に加え適当な深さの追い口を作ることを追加すること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを確保することを追加すること。

エ　事業者に対して、伐木作業におけるかかり木の速やかな処理を義務付けることを規定すること。ただし、速やかに処理できない場合は、当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示するとともに、できるだけ速やかにかかり木を処理しなければならないことを規定すること。

オ　事業者は、かかり木の処理において、労働者に、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木

以外の立木を伐倒させてはならず、また、労働者はこれらを行ってはならないことを規定すること。

カ　事業者は、伐木作業においては、当該立木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないことを規定すること。

キ　事業者は、かかり木の処理においては、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないことを規定すること。

ク　修羅による集材又は運材作業において、労働者を木材の滑路に立ち入らせない等の事業者が講じなければならない措置に係る規定を廃止すること。

ケ　事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させなければならず、また、当該労働者は、当該切創防止用保護衣を着用しなければならないことを規定すること。

コ　木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

サ　その他所要の改正を行うこと。

(2) 改正告示関係

改正省令により、かかり木の処理の禁止や労働者に下肢の切創防止用保護衣の着用等が義務付けられることから、これらの内容についても、新たに特別教育の内容として含めるなど、改正告示において、チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務に係る特別教育の科目、範囲及び時間等の細目等の所要の改正を行うこと。

第２　詳細事項

１　特別教育

(1)　対象業務（改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（以下「新安衛則」という。）第 36 条第８号関係）

ア　本条は、従前、立木の胸高直径により区分されていた２種類の特別教育を統合し、立木の胸高直径に関わらず、チェーンソーを用いて行う伐木、かかり木の処理及び造材（以下「伐木等」という。）の業務に従事する労働者に対する教育を強化する趣旨であること。

イ　現在、伐木等の業務を行う場合において、作業の効率性等のために、チェーンソーを用いて行うのが一般的であることから、今般の改正により、チェーンソーを用いない伐木等の業務を特別教育の対象業務から除

外することとし、特別教育の統合の概要については、表１のとおりであること。

ウ　なお、今般、除外された、チェーンソーを用いない伐木等の業務は、伐木等に熟練した者が宗教施設等に用いる木材を伐木するとき等の特殊な場合に限定的に実施されている現状にある。

表１　特別教育の統合の概要

胸高直径		20cm 未満	20cm 以上 70cm 未満	70cm 以上
チェーンソーを用いて行う場合	①普通木の伐木	●	●	○
	②偏心木の伐木	●	○	○
	③かかり木の処理	●	○	○
	④造材	●	●	●
上記以外	①普通木の伐木	－	－	△
	②偏心木の伐木	－	△	△
	③かかり木の処理	－	△	△
	④造材	－	－	－

（凡例）○：施行日の前日の時点において、改正省令による改正前の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（以下「旧安衛則」という。）第 36 条第８号の特別教育の対象となる業務（チェーンソーを用いて行う場合）

△：施行日の前日の時点において、旧安衛則第 36 条第８号の特別教育の対象となる業務（上記○のチェーンソーを用いて行う場合以外の場合）

●：施行日の前日の時点において、旧安衛則第 36 条第８号の２の特別教育の対象となる業務

－：施行日の前日の時点において、旧安衛則第 36 条第８号又は第８号の２の特別教育の対象ではない業務

（注）新安衛則第 36 条第８号の特別教育は、「○」及び「●」で示す業務が対象となる。なお、「△」及び「－」で示す業務については対象とならない。

(2)　特別教育の充実（改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）（以下「新規程」という。）第 10 条関係）

ア　伐木等の業務に関する特別教育については、以下のとおり、学科教育及び実技教育の科目、範囲及び時間等の細目等の所要の改正を行うこと。

イ　改正告示による改正前の安全衛生特別教育規程（以下「旧規程」とい

う。）第 10 条第２項に定める「伐木作業に関する知識」の科目については、科目の名称を「伐木等作業に関する知識」に改め、その範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加すること。また、時間を３時間から４時間に充実すること。

ウ　旧規程第 10 条第３項に定める「伐木の方法」の科目については、科目の名称を「伐木等の方法」に改め、その範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加し、「大径木及び偏心木の伐木の方法」を「伐木の方法」に改めること。また、時間を４時間から５時間に充実すること。

(3)　科目の省略（新安衛則第 36 条第８号及び新規程第 10 条関係）

ア　労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 37 条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目の教育を省略することができることから、同条に基づき、次のとおり特別教育を省略することができること。

イ　施行日の前日の時点において、旧安衛則第 36 条第８号の特別教育を修了した者のうち、旧規程第 10 条第２項ただし書きに定めるチェーンソーに関する知識及び振動障害及びその予防に関する知識の科目の教育を含めて同特別教育を修了した者については、旧安衛則第 36 条第８号の２の特別教育の修了の有無にかかわらず、新規程第 10 条第２項及び第３項に規定する科目、範囲及び時間のうち下記の表２及び表３に規定する科目、範囲及び時間を受講することにより、同表に定める科目、範囲及び時間の一部を省略することができること。

表２　学科教育

科目	範囲	時間
伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	１時間
関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	１時間

（注）「法」とは、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、「令」とは、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）のこと。以下、表３から表７まで同じ。

表３　実技教育

科目	範囲	時間
伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	30 分間

ウ　施行日の前日の時点において、旧安衛則第36条第8号の特別教育を修了した者のうち、旧規程第10条第2項ただし書きに基づき、チェーンソーに関する知識及び振動障害及びその予防に関する知識の科目の教育を行うことを要しないとされた者については、旧安衛則第36条第8号の2の特別教育の修了の有無にかかわらず、新規程第10条第2項及び第3項に規定する科目、範囲及び時間のうち下記の表4及び表5に規定する科目、範囲及び時間を受講することにより、同表に定める科目、範囲及び時間の一部を省略することができること。

表4　学科教育

科目	範囲	時間
伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1時間
チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類　構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間
振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2時間
関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1時間

表5　実技教育

科目	範囲	時間
伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	30分間
チェーンソーの操作	基本操作　応用操作	2時間
チェーンソーの点検及び整備	チェーンソーの点検及び整備の方法　ソーチェーンの目立ての方法	2時間

エ　施行日の前日の時点において、旧安衛則第36条第8号の特別教育を修了していない者であって、旧安衛則第36条第8号の2の特別教育を修了した者については、新規程第10条第2項及び第3項に規定する科目、範囲及び時間のうち表6及び表7に規定する科目、範囲及び時間を受講することにより、同表に定める科目、範囲及び時間の一部を省略することができること。

表６　学科教育

科目	範囲	時間
伐木等作業に関する知識	伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理 造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	２時間
関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	１時間

表７　実技教育

科目	範囲	時間
伐木等の方法	伐木の方法 かかり木の処理の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	２時間

オ　施行日の前日までに、新規程第10条に規定する特別教育の全部又は一部の科目を受講した者については、当該受講した科目を省略できること。

(4)　特別教育の講師

特別教育の講師についての資格要件は定めていないが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければならないこと。

(5)　施行日及び適用日（改正省令附則第１条第２号及び改正告示関係）

平成32年８月１日

2　車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（新安衛則第151条の89第２項、第151条の125第２項及び第151条の153第２項関係）

(1)　改正の内容

ア　伐木等の作業については、一般的に、救急車両等による乗入れが困難である場所で行われることが多く、重とくな労働災害が発生した場合においては、速やかに、救急車両等により、負傷者を搬送できないことが想定されることから、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業を用いて行う作業の各作業計画に示す事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加するものであること。

イ　「労働災害が発生した場合の応急の措置」には、関係者への連絡、被災者に対する応急の救護措置等があること。

ウ　「傷病者の搬送の方法」には、救急車両等による傷病者の搬送に加え

て、傷病者を救急車両等まで搬送する方法（担架等）を含むものであること。

(2)　施行日（改正省令附則第１条関係）
平成31年８月１日

3　伐木作業における危険の防止（新安衛則第477条第１項関係）

(1)　改正の内容

ア　本項は、胸高直径が概ね20cm 以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき立木の対象を胸高直径が40cm 以上のものから20cm 以上のものへと対象範囲を拡大する趣旨であること。

なお、一般的に、立木の伐倒方向を確実なものにするためには、立木を伐倒したい方向に「受け口」を設けることが必要であることから、「受け口」を設けることは、伐倒方向を絞り込み、伐木作業における危険の防止を図るために有効であるとされている。

また、胸高直径20cm 未満の立木については、新安衛則第477条第１項による規制の対象ではないものの、伐木に従事する労働者の知識、経験等を踏まえ、胸高直径20cm 未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及び切り残しを作ることができる場合は、受け口を作ることが望ましいこと。

イ　「伐倒しようとする立木の胸高直径が20cm 以上であるときは、伐根直径の４分の１以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを確保すること」は、立木を切り落とし、斜め切りにより伐倒することを死亡災害の発生状況に鑑み禁止するとともに、受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を確保することは伐木の作業を安全に行うために有効であるとされていることから、措置を義務付けること。

ウ　「技術的に困難である場合」とは、偏心が著しい等の立木を伐倒する場合において、本条第１項に定める措置により、当該伐倒を行う労働者の安全を確保することが著しく困難である場合、人命救助等の緊急を要する場合において、同項に定める措置を行うことが困難である場合があること。

エ　「受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。」については、図１のとおり、受け口と追い口の中間に残る部分を切り残し（つる）といい、この切り残し（つる）の幅（つる幅）が伐根直径の10

分の１程度となるように、図１のとおり適当な幅の切り残しを確保すること。

なお、「つる」の用語については、安衛則第477条第１項第２号において、立木の幹等に絡みつく草等の植物の意味として既に用いられていることから、用語の混同を避けるために、「追い口と切り口の間における切り残し」という意味では用いないこと。また、伐根直径については、立木の根張りを含めるものではないこと。

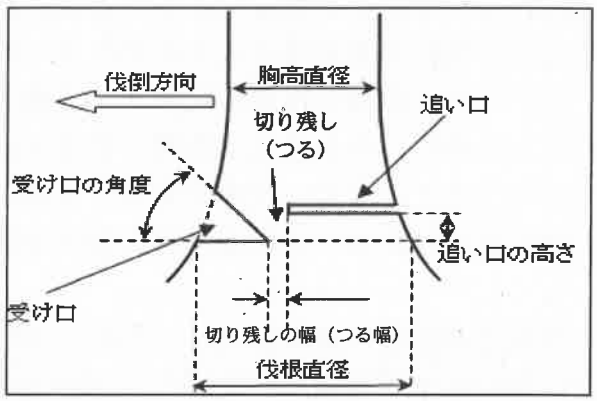

図１　受け口、追い口及び切り残し（つる）の関係

(2) 施行日（改正省令附則第１条関係）

平成31年８月１日

４　かかり木の処理の作業における危険の防止（新安衛則第478条）

(1)　改正の内容

ア　本条第１項は、かかり木の処理の作業（図２）に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近したときに、かかり木が落下し、労働災害に被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、かかり木の処理の作業を速やかに行わなければならないものとすること。

また、作業の手順や作業の場所によっては、かかり木が発生した場合であっても、やむを得ない事由により、かかり木の処理の作業を速やかに行うことができない場合があることから、この場合には、かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止すること。

なお、伐木の作業に従事する労働者の人数に関わらず、より安全にかかり木の処理の作業を行うことを規定する趣旨であり、複数の労働者が協同して、かかり木の処理の作業に従事することを禁止するものではな

いこと。

イ　「伐木の作業を行う場合」には、立木を伐倒する作業のほか、かかり木処理の作業のための段取り作業等を含むこと。

ウ　「既にかかり木が生じている場合」とは、労働者が立木を伐倒しようとする場合において、既にかかり木が存在している場合であること。

エ　「かかり木が生じた場合」とは、労働者が立木の伐倒の作業を行ったことによりかかり木が生じた場合であること。

オ　「速やかに処理することが困難なとき」とは、職長等への作業の支援要請、必要となる機材の搬送等によるかかり木の処理の作業における安全の確保、かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者の退避等の措置を行うために、かかり木の処理の作業を直ちに行うことが困難である場合をいうこと。なお、伐木作業を行う場合には、かかり木の処理の作業を安全に行うため、けん引具等の器具を携行することが望ましいこと。

カ　「縄張、標識の設置等の措置」とは、かかり木に激突されることにより、労働者に危険が生ずる箇所において、当該労働者以外の労働者の立入りを禁止し、当該箇所に縄を張り、又はかかり木の処理を行っている旨標識を設置する等の措置があること。なお、かかり木の状態のままで放置されることがないように規定する趣旨であり、かかり木の処理の作業を速やかに行うことが可能な場合にまで、縄張、標識の設置等の措置を義務付けるものではないこと。

キ　「遅滞なく」とは、職長等への作業の支援要請、必要となる機材の搬送等によるかかり木の処理の作業における安全の確保、かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者の退避等の措置を講じた後、なるべく早急に、かかり木の処理の作業を行うこと。

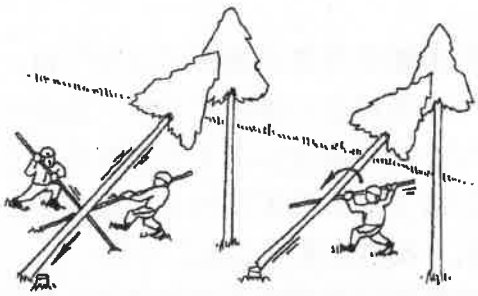

図２　かかり木の処理

ク　本条第２項及び第３項は、かかり木処理時に発生する死亡災害は多数に上っていることから、死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）」を禁止すること。

（参考１）「かかり木にかかられている立木を伐倒」とは、図３のとおり、かかられている立木を伐倒することにより、当該伐倒木及びかかり木を一体的に伐倒させること。

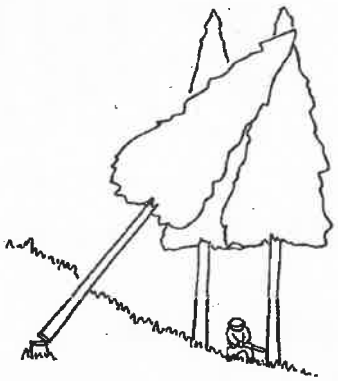

図３　かかり木にかかられている立木を伐倒

（参考２）「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒」とは、図４のとおり、他の立木を伐倒し、かかり木に激突されることにより、かかり木を外す（いわゆる浴びせ倒し）こと。

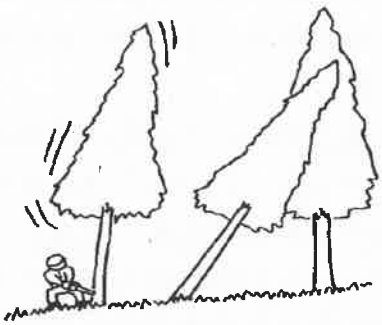

図４　かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒

（参考３）図５に示す「かかっている木の元玉切り」（かかっている木について、かかった状態のままで元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。）については、改正省令によ

り禁止するものではないが、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言えないこと。

図５　かかっている木の元玉切り

(2)　施行日（改正省令附則第１条関係）
平成31年８月１日

５　立入禁止（新安衛則第481条）

(1)　改正の内容

ア　従来から、造林等の作業を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止しているが、本条第１項において、かかり木の処理の作業を行っている場所の下方でも、かかり木が転落し、又は滑ることにより危険を生ずるおそれがあることから、同様に労働者の立入りを禁止すること。

イ　立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、このような災害を防止するため、本条第２項において、諸外国の基準を踏まえ、立木の根元からその樹高の２倍に相当する距離を設定し、その距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

なお、伐木の作業に従事する労働者の人数に関わらず、より安全に伐木の作業を行うことを規定する趣旨であり、複数の労働者が協同して、伐木の作業に従事することを禁止するものではないこと。また、立木を伐倒するときには、立木の伐倒の作業に従事する労働者は、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、当該伐倒に係る立入り禁

止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者の待避の確認を徹底することが望ましいこと。

ウ　本条第２項において、「伐倒木等が激突することによる危険」とは、伐倒木が伐倒する際に近傍の立木の枝等が落下し、労働者に激突すること等を含むこと。

エ　本条第２項において、「他の労働者」には、立木の伐倒の作業に従事する労働者及びその労働者に対して、伐木の作業を安全に行う等のための助言、指導等を行う者を含まないこと。

オ　本条第３項において、新安衛則第 478 条に定めるかかり木の処理の作業における危険の防止とともに、新安衛則 481 条第２項を踏まえ、かかり木の処理の場合であってもかかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。

カ　「かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところ」とは、かかり木の直下及びその周辺を含み、当該かかり木等に激突されることにより、労働者に危険が生ずる箇所と判断された範囲であること。

キ　「かかり木の処理の作業に従事する労働者」には、かかり木の処理の作業を安全に行う等のための助言、指導等を行う者を含むこと。

(2)　施行日（改正省令附則第１条関係）

平成 31 年８月１日

6　修羅による集材又は運材作業における危険の防止（旧安衛則第 481 条及び第 482 条）

(1)　改正の内容

報告書の「修羅、木馬運材及び雪そり運材については林業の現場でほとんど使用されていないことから、これらに係る規定については廃止すべきである。」という提言を踏まえ、修羅による集材又は運材作業に係る規定を廃止すること。

(2)　施行日（改正省令附則第１条第１号関係）

公布日

7　下肢の切創防止用保護衣の着用（新安衛則第 485 条）

(1)　改正の内容

ア　チェーンソーによる休業４日以上の死傷災害の多くは、労働者の下肢

を切創しているものであるが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）が接触しやすい下肢の部分に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、取り外しができる前掛け状のチャップスであるような労働者の下肢の切創防止用保護衣が普及していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合において、事業者に、防護ズボン、チャップス等の労働者の下肢を防護する保護衣を着用させることを義務付けること。また、労働者に対して、この場合に着用することを義務付けること。

イ　下肢の切創防止用保護衣については、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、日本工業規格 T8125-2 に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用すること。また、下肢の切創防止用保護衣については、労働者の身体に合ったサイズのものを着用すること。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないこと。

ウ　チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用すること。なお、チャップスについては、作業中の歩行等によりチャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用することが望ましいこと。

(2)　施行日（改正省令附則第１条関係）

平成 31 年８月１日

8　木馬運材及び雪そり運材における危険の防止（旧安衛則第 485 条から第 497 条まで）

(1)　改正の内容

報告書の「修羅、木馬運材及び雪そり運材については林業の現場でほとんど使用されていないことから、これらに係る規定については廃止すべきである。」という提言を踏まえ、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

(2)　施行日（改正省令附則第１条第１号関係）

公布日

第３　関係通達の改正

昭和 36 年３月 13 日付け基発第 183 号関係

同通達中の 10（２）及び（３）、11 並びに 13 から 23 を廃止する。

○厚生労働省令第十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第五十九条第三項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十二日

厚生労働大臣　根本　匠

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一編　（略） 第二編　安全基準 第一章～第七章　（略） 第八章　伐木作業等における危険の防止（第四百七十七条―第五百十七条） 第八章の二～第十二章　（略） 第三編・第四編　（略） 附則	目次 第一編　（略） 第二編　安全基準 第一章～第七章　（略） 第八章　伐木作業等における危険の防止 第一節　伐木、造材等（第四百七十七条―第四百八十四条） 第二節　木馬運材及び雪そり運材（第四百八十五条―第五百十七条） 第八章の二～第十二章　（略） 第三編・第四編　（略） 附則
第八章　（略） （削る）	第八章　（略） 第一節　伐木、造材等
（立入禁止） 第四百八十一条　事業者は、造林、伐木、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。	（立入禁止） 第四百八十一条　事業者は、造林、伐木、造材、木寄せ又は修羅による集材若しくは運材の作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この節において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。
第四百八十二条　削除	（修羅による集材又は運材作業における危険の防止） 第四百八十二条　事業者は、修羅による集材又は運材の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

（削る）

第四百八十五条から第五百十七条まで　削除

一　木材を滑走させている間は、労働者を当該滑路に立ち入らせないこと。

二　とめ場、うす場その他滑路の一部において停止した木材を労働者に取り扱わせるときは、当該労働者に、その上方において木材を滑走させている者に対して滑走を停止させるための合図を行なわせ、木材の滑走が停止したことを確認させた後に、行なわせること。

第二節　木馬運材及び雪そり運材

（木馬道）

第四百八十五条　事業者は、木馬による運材の作業を行う場合における木馬道（以下「木馬道」という。）については、次に定めるところによらなければならない。ただし、インクラインの方式による木馬の木馬道については、この限りでない。

一　縦断こう配は、二分の一以下（さん橋の部分については三分の一以下）とし、曲線半径が五メートル未満の曲線区間（曲線区間が十メートル未満の間隔で連続している場合における第二番目以後の曲線区間を除く。）の直前十メートルの区間については、単軌木馬その他有効な制動装置を備える木馬の木馬道及び制動用ワイヤーロープを備える木馬道の場合を除き、十分の一以下とすること。

二　曲線部における横断こう配は、四分の一以下とすること。

三　幅は、木馬の荷台の幅に三十センチメートルを加えた幅以上とし、曲線半径が五メートル未満の曲線区間については、木馬の荷台の幅に三十センチメートルを加えた幅に木馬の長さの五分の一に相当する幅を加えた幅以上とすること。

四　路面は、つまづき、踏抜き等により危険を生ずるおそれのない状態に保持すること。

五　路面の曲線部における外周で岩石、根株等の障害物により危険を生ずるおそれのある箇所については、当該障害物を取り除

き、又は整地すること。

六　縦断こう配が八分の一以上の区間、木馬道の見透し距離が三十メートル未満の区間、他の道路との交さ点その他木馬の運行について危険が生ずるおそれのある箇所の直前十メートルの地点には、注意標識を、労働者が容易に認識することができるように設けること。

七　さん橋は、丈夫な構造とし、かつ、埋込み盤木を設けること、盤木に補助盤木を設けること等踏みはずしによる危険を防止するための措置を講ずること。

八　曲線半径が五メートル未満の曲線区間の外周及びさん橋には、単軌木馬の木馬道の場合を除き、高さ五センチメートル以上の押え木を設けること。

第四百八十六条　事業者は、木馬道（単軌木馬、インクラインの方式による木馬その他有効な制動装置を備える木馬の木馬道を除く。）で、八分の一以上の縦断こう配が十メートル以上にわたる区間については、制動用ワイヤロープを備え、これを労働者に使用させなければならない。

2　前項の木馬道において運材の作業に従事する労働者は、同項の制動用ワイヤロープを使用しなければならない。

第四百八十七条　前条第一項の制動用ワイヤロープは、著しい摩耗、腐食、断線等の欠点がないもので、木馬道の縦断こう配が三分の一以下であるときは直径が六ミリメートル以上、木馬道の縦断こう配が三分の一をこえるときは直径九ミリメートル以上のものでなければならない。

2　事業者は、前項のワイヤロープについては、立木、止めくい、根株等の固定物で堅固なものに、確実に取り付けなければならない。

（木馬への積荷）

第四百八十八条　事業者は、木馬に積荷するときは、かすがい、索等の用具により積荷を確実に固定させ、かつ、インクラインの方式による木馬の場合を除き、積荷の高さを当該木馬の中央幅の四倍に相当する高さ以下にしなければならない。

（木馬をひく作業）

第四百八十九条　事業者は、積荷した木馬をひく作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者に次の事項を行なわせなければならない。ただし、第一号については、木馬道の平たんな区間においては、この限りでない。

一　単軌木馬及びインクラインの方式による木馬の場合を除き、木馬と木馬との間隔は、三十メートル以上を保持すること。

二　肩綱は、木馬をひくときに木馬に巻き込まれるおそれのない長さとし、かつ、木馬道の縦断こう配が八分の一以上の区間においては、容易に木馬からはずれるものであるときを除き、けさ掛をしないこと。

三　第四百八十六条第一項の制動用ワイヤロープの継替えは、木馬を確実に停止した後に行なうこと。

2　前項の作業に従事する労働者は、同項各号に掲げる事項を行なわなければならない。

（点検）

第四百九十条　事業者は、木馬による運材の作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検しなければならない。

一　木馬道の状態

二　第四百八十六条第一項の制動用ワイヤロープを備える木馬道を使用するときは、当該制動用ワイヤロープの状態

三　制動装置を備える木馬を使用するときは、当該制動装置の機能

2　事業者は、木馬道のさん橋で、一月以上使用を休止していたも

のを使用して木馬による運材の作業を行なおうとするときは、あらかじめ、当該さん橋の橋脚、はり、けた、控え及び筋かいの腐食の有無、これらのものの緊結部、接続部及び取付部の状態並びに橋脚の浮動の有無を点検しなければならない。

3　事業者は、前二項の点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

（雪そり道）

第四百九十一条　事業者は、雪そり（畜力による雪そり及びインクラインの方式による雪そりを除く。以下同じ。）による運材の作業を行なう場合における雪そり道（以下「雪そり道」という。）については、次に定めるところによらなければならない。

一　縦断こう配は、雪そりの構造に応じて、次に定めるところによること。

イ　積荷の一部が路面に接する構造の雪そりを使用するときは、四分の一以下（直線区間が二十メートル未満である部分については三分の一以下）とし、曲線半径が十メートル未満の曲線区間（曲線区間が二十メートル未満の間隔で連続しているときにおける第二番目以後の曲線区間を除く。）の直前二十メートルの区間については、五分の一以下とすること。

ロ　積荷が路面に接しない構造の雪そりを使用するときは、五分の一以下とすること。

二　路面及びその曲線部における外周で、岩石、根株等の障害物により危険を生ずるおそれのある箇所については、当該障害物を取り除き、又は整地すること。

三　縦断こう配が十分の一以上の区間、雪そり道の見透し距離が五十メートル未満の区間、他の道路との交さ点、橋その他雪そりの走行について危険を生ずるおそれのある箇所の直前二十メートルの地点には、注意標識を、労働者が容易に認識することができるように設けること。

四　雪そりの過速により危険を生ずるおそれのある部分には、土

、わら、もみがら等を敷くことにより雪そりの速度を低下させるための措置を講ずること。

第四百九十二条　事業者は、運材の作業に使用する雪そりについては、有効な制動装置を備えたものでなければ、使用してはならない。

（雪そりへの積荷）

第四百九十三条　事業者は、雪そりによる運材の作業を行なう場合において、雪そりに積荷するときは、かすがい、索等の用具により積荷を確実に固定させ、かつ、積荷の高さを雪そりの中央幅の二・五倍に相当する高さ以下にしなければならない。

（雪そりを走行させる作業）

第四百九十四条　事業者は、雪そり道において積荷した雪そりを走行させる作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者に次の事項を行なわせなければならない。ただし、第一号については、雪そり道の平たんな区間においては、この限りでない。

一　雪そりと雪そりとの間隔は、五十メートル以上を保持すること。

二　雪そりを停止させる場合において、後続の雪そりが追突するおそれのあるときは、後続の雪そりを走行させる者に対して停止のための合図をすみやかに行なうこと。

2　前項の作業に従事する労働者は、同項各号に掲げる事項を行なわなければならない。

（点検）

第四百九十五条　事業者は、雪そりによる運材の作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、雪そり道の状態及び雪そりの制動装置を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

（悪天候時の作業禁止）

第四百九十六条　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、木馬又は雪そりによる運材の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

（保護帽の着用）

第四百九十七条　事業者は、木馬又は雪そりによる運材の作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2　前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第四百九十八条から第五百十七条まで　削除

第二条　労働安全衛生規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別教育を必要とする業務） 第三十六条　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一～七の二　（略） 八　チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務 （削る） 九～四十一　（略） （作業計画） 第百五十一条の八十九　（略） 2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。 一～三　（略） 四　労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法 3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号から第四号までの事項について関係労働者に周知させなければならない。 （作業計画） 第百五十一条の百二十五　（略） 2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければな	（特別教育を必要とする業務） 第三十六条　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一～七の二　（略） 八　胸高直径が七十センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が二十センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が二十センチメートル以上であるものの処理の業務（第六号の二に掲げる業務を除く。） 八の二　チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（前号に掲げる業務を除く。） 九～四十一　（略） （作業計画） 第百五十一条の八十九　（略） 2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。 一～三　（略） （新設） 3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号及び第三号の事項について関係労働者に周知させなければならない。 （作業計画） 第百五十一条の百二十五　（略） 2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければな

らない。

一～六　（略）

七　労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（作業計画）

第百五十一条の百五十三　（略）

2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一～五　（略）

六　労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（伐木作業における危険の防止）

第四百七十七条　事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

2　（略）

らない。

一～六　（略）

（新設）

3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号、第二号、第四号及び第六号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（作業計画）

第百五十一条の百五十三　（略）

2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一～五　（略）

（新設）

3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号、第二号、第三号及び第五号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（伐木作業における危険の防止）

第四百七十七条　事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。第四百七十九条において同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　伐倒しようとする立木の胸高直径が四十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口をつくること。

2　（略）

（かかり木の処理の作業における危険の防止）

第四百七十八条　事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によつて明示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

2　事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。

3　第一項の処理の作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかられている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。

（伐倒の合図）

第四百七十九条　（略）

2　事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下この条及び第四百八十一条第二項において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。

3　（略）

（造材作業における危険の防止）

第四百八十条　事業者は、造材の作業（伐木等機械による作業を除

第四百七十八条　削除

（伐倒の合図）

第四百七十九条　（略）

2　事業者は、伐木の作業を行なう場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下本条において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行なわせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。

3　（略）

（造材作業における危険の防止）

第四百八十条　事業者は、造材の作業（伐木等機械による作業を除

く。以下同じ。）を行うときは、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。

2　（略）

（立入禁止）

第四百八十一条　事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

2　事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3　事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

（下肢の切創防止用保護衣の着用）

第四百八十五条　事業者は、チェーンソーを用いて行う伐木の作業又は造材の作業を行うときは、労働者の下肢とチェーンソーのソーチェーンとの接触による危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に下肢の切創防止用保護衣（次項において「保護衣」という。）を着用させなければならない。

2　前項の作業に従事する労働者は、保護衣を着用しなければなら

く。以下この条において同じ。）を行うときは、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。

2　（略）

（立入禁止）

第四百八十一条　事業者は、造林、伐木、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行つている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

（新設）

（新設）

第四百八十五条から第五百十七条まで　削除

ない。

第四百八十六条から第五百十七条まで　削除

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　公布の日

二　第二条中労働安全衛生規則第三十六条の改正規定　平成三十二年八月一日

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第三十二号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十一号）の一部の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十二年八月一日から適用する。

平成三十一年二月十二日

厚生労働大臣　根本　匠

（傍線部分は改正部分）

改正後

（伐木等の業務に係る特別教育）

第十条　安衛則第三十六条第八号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
伐木等作業に関する知識	伐倒の方法　伐倒の合図　退避の方法　かかり木の種類及びその処理　造材の方法　下肢の切創防止用保護衣等の着用	四時間
（略）		

3　第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
伐木等の方法	伐木の方法　かかり木の処理方法　造材の方法　下肢の切創防止用保護衣等の着用	五時間
（略）		

改正前

（伐木等の業務に係る特別教育）

第十条　安衛則第三十六条第八号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

2　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。ただし、安衛則第三十六条第八号に掲げる業務に従事する者のうちチェーンソーを用いて当該業務に従事する者以外の者については、チェーンソーに関する知識及び振動障害及びその予防に関する知識の科目の教育は、行うことを要しないものとする。

科目	範囲	時間
伐木作業に関する知識	伐倒の方法　伐倒の合図　退避の方法　かかり木の種類及びその処理	三時間
（略）		

3　第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。ただし、前項ただし書に規定する者については、チェーンソーの操作及びチェーンソーの点検及び整備の科目の教育は、行うことを要しないものとする。

科目	範囲	時間
伐木の方法	大径木及び偏心木の伐木の方法　かかり木の処理方法	四時間
（略）		

（削る）

第十条の二　安衛則第三十六条第八号の二に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
伐木作業に関する知識	伐倒の方法　伐倒の合図　退避の方法	二時間
チェーンソーに関する知識	チェーンソーの種類、構造及び取扱い方法　チェーンソーの点検及び整備の方法　ソーチェーンの目立ての方法	二時間
振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状　振動障害の予防措置	二時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	一時間

3　第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
伐木の方法	胸高直径が七十センチメートル未満の立木の伐木の方法　かかり木でかかっている木の胸高直径が二十センチメートル未満であるものの処理方法	二時間
チェーンソーの操作	基本操作　応用操作	二時間
チェーンソーの点検及び整備	チェーンソーの点検及び整備の方法　ソーチェーンの目立ての方法	二時間